

山口労基発 1002 第3号  
令和6年10月2日

関係団体等の長 殿

山口労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

労働者死傷病報告の改正に係る周知について（依頼）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）につきましては、令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から施行することとされました。この改正により、労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。

労働者死傷病報告は、事業場の規模や業種を問わずに適用され、影響を受ける関係者が非常に多いことから、その周知につきましては幅広く実施することとしています。

つきましては、下記説明サイトのURLを貴団体のHPにリンク付けしていただく等により周知に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

説明サイトURL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html)

説明サイト QRコード

